

ボランティア活動保険の 「大規模災害特例」に関するお知らせ

Q.「大規模災害特例」とは？

ボランティア活動保険では、大規模災害が発生し、災害ボランティアセンターが設置され、災害復旧対応のボランティア活動に緊急性がある場合、被災地の道県社会福祉協議会から全国社会福祉協議会への要請にもとづいて、「大規模災害特例」を適用し、ボランティアの方々が速やかに災害復旧活動に対応できるように利便性を図っています。

Q.「大規模災害特例」が適用された場合と、通常の場合とでは何が違うのですか？

- ①補償開始…通常は加入申込手続きの完了した日の翌日午後0時から補償開始となりますが、大規模災害特例が適用された場合は、社会福祉協議会で加入申込手続きが完了した時点から即時の補償開始となります。
- ②加入申込み…通常はボランティア自身が所属または居住する最寄りの社会福祉協議会でボランティア活動保険を申込みいただきますが、大規模災害時のボランティアの場合は、被災地の社会福祉協議会でも加入が可能となります。(ボランティア活動保険は自宅と活動場所の往復途上も補償されます。また、被災地では混乱も想定されますので、極力自宅最寄りの社会福祉協議会で加入してください。)

Q. ボランティア活動保険の「基本タイプ」と「天災タイプ」では、補償がどのように違うのですか？

- ①「基本タイプ」はボランティア活動中のケガと損害賠償責任を補償するタイプですが、天災(地震・噴火・津波)が原因によるケガは補償されません。なお、台風・洪水・突風など、地震・噴火・津波以外の災害によるケガは、基本タイプでも補償されます。
- ②「天災タイプ」は基本タイプの補償範囲に加えて、天災(地震・噴火・津波)が原因によるケガも補償されます。(なお、天災による賠償責任の補償は、対象外です)

Q. どちらのタイプに加入すればいいのですか？

上記のとおり、台風・洪水・突風などの風水害によるケガは「基本タイプ」、「天災タイプ」でなければ補償の対象にならないのは、地震・噴火・津波が原因によるケガの補償です。

したがって、例えば震災復旧などのボランティア活動中に、余震によって崩れた建物でケガをされたような場合は、「天災タイプ」でなければ補償されません。

※ボランティア活動保険のお問い合わせや加入申込の手続きなどの受付は、お近くの福祉センターで随時おこなっておりますので、ご活用ください。
ボランティア活動保険のご案内は社協だより3月号に掲載させていただきます。